

# 令和 7 年第 2 回 さくら市議会 定例会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市名誉市民条例の制定について	P 4
2	さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	P 4
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P 5
4	さくら市税条例の一部改正について	P 5
5	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	P 5
6	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P 6
7	さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について	P 6
8	さくら市下水道条例の一部改正について	P 7
9	令和7年度さくら市一般会計補正予算(第2号)	P 7
10	令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第1号)	P 8
11	土地改良事業の施行について	P 8
12	令和6年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 9
13	令和6年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P 9
14	令和6年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 9
15	令和6年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P10
16	令和6年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P10
17	人権擁護委員候補者の推薦について	P11

番号	項 目 名	ページ
18	議案説明資料 参照法令等	P12
19	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P15
20	さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P16
21	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P22
22	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P42
23	さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P50
24	さくら市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P51

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 8 件、予算 2 件及びその他の議案等 7 件であります。

議案第 1 号は、さくら市名誉市民条例の制定についてであります。

本案は、市制 20 周年を記念し、さくら市名誉市民制度を構築して顕彰することで、市民の社会文化の興隆を図るため、制度の根拠となる条例の制定を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉法の改正により新設された、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたり、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があることから、条例の制定を行うものであります。

議案第 3 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、個人番号を利用した情報連携の対象となっている「進学準備給付金」の名称について、生活保護法の改正により「進学・就職準備給付金」に改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の控除等の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、同法と重複する災害発生防止関連の規制内容を整理するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、建設業法施行令の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市下水道条例の一部改正についてであります。

本案は、下水道事業経営の健全化を図るため、下水道使用料の改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 1,374 万 2 千円を追加し、予算の総額を 240 億 196 万 4 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）7,850 万 3 千円、16 款県支出金で、土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金 1,568 万 9 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、3 款民生費で、施設型給付・地域型給付等事業費 432 万 9 千円、児童館等管理運営事業費 125 万円、5 款農林水産業費で、さくら市農産物 PR 事業費 200 万円、農業用資材等高騰対策事業費 2,741 万 8 千円、土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金 1,568 万 9 千円、

6 款商工費で、地元応援キャッシュレスポイント還元事業費 4,561 万 6 千円、運送事業者等原油価格高騰対策事業費 1,000 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 10 号は、令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 66 万円を追加し、予算の総額を 38 億 2,669 万 9 千円とするものであります。

歳入では、3 款国庫支出金で、事務費交付金国庫補助金 33 万円、8 款繰入金で、事務費繰入金 33 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、介護保険事務費 66 万円を追加し計上いたしました。

議案第 11 号は、土地改良事業の施行についてであります。

本案は、土地改良事業を新たに施行するにあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に

より、同事業計画の概要について議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、令和6年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、公用車管理事務ほか12件の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第2号は、令和6年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、総合公園管理事業の事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

報告第3号は、令和6年度氏家都市計画事業上阿久津台土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、上阿久津台地土地区画整理事業の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第 4 号は、令和 6 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度配水管布設替工事ほか 2 件の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 5 号は、令和 6 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度流域下水汚泥処理事業に係る下水道資源化工場第 1 期計画汚泥処理施設等建設工事委託協定ほか 3 件の繰越計算書を報告するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員の<sup>わたなべゆきお</sup>渡邊幸雄氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

### ◎ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）（抄）

（土地改良事業の開始）

第 96 条の 2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する

者の三分の二（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 略

## ◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

（予算の繰越）

第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前 2 項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

## ◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（繰越明許費）

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

（予算の執行及び事故繰越し）

第 150 条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (1/1)

改 正 案			現 行		
別表 (第 4 条関係)			別表 (第 4 条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略			略		
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に準ずる保護に関する事務であって規則で定めるもの	略	4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に準ずる保護に関する事務であって規則で定めるもの	略
		生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの			生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		略			略
略			略		

改 正 案	現 行
<p>（公示送達）                      第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面をさくら市公告式条例（平成17年さくら市条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p>（公示送達）                      第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ さくら市公告式条例（平成17年さくら市条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示して行う</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ ものとする。</p>
<p>（納税証明事項）                      第18条の3 施行規則                      _____ 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>（納税証明事項）                      第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>（所得控除）                      第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p>	<p>（所得控除）                      第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額 _____ を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額若しくは<u>特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）</u>（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規</p>	<p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規</p>

改 正 案	現 行
<p>定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族_____の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族で</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族で</p>

改 正 案	現 行
<p>あつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）  <u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略                  (3) 扶養親族又は特定親族の氏名                  (4) 略                  2～5 略</p> <p>附 則</p> <p><u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u>                  第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の<u>売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定す</u></p>	<p>あつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）</p> <p>_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略                  (3) 扶養親族_____の氏名                  (4) 略                  2～5 略</p> <p>附 則</p>

改 正 案	現 行
<p><u>るところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）</u> <u>当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u></p> <p><u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ</u></p>	

改 正 案	現 行
<u>(同条の規定により製造たばことみなされるものに 限る。)</u> であつて当該加熱式たばこのみの品目の <u>もの</u>	

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (1/20)

改 正 案	現 案 行
<p>目次</p> <p>第3章 小規模特定事業に関する規制等 (第6条—第20条の2)</p> <p>第4章 雑則 (第21条—第22条)</p> <p>第5章 罰則 (第23条—第26条)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u> (平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。) その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする法令及び条例 (以下「法令等」という。) と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 市小規模特定事業 小規模特定事業のうち、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以下であるものをいう。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、小規模特定事業による土壌の汚染及び市小規模特定事業による災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第3条の2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業による土壌の汚染及び市小規模特定事業による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立</p>	<p>目次</p> <p>第3章 小規模特定事業に関する規制等 (第6条—第21条の3)</p> <p>第4章 雑則 (第22条—第24条)</p> <p>第5章 罰則 (第25条—第28条)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> (平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。) その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする法令及び条例 (以下「法令等」という。) と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、小規模特定事業による土壌の汚染及び_____災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第3条の2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業による土壌の汚染及び_____災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (2/20)

改 正 案	現 案 行
<p>て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第3条の3 土地の所有者は、小規模特定事業による土壌の汚染及び市小規模特定事業による災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供してはならない。</p> <p>(土砂等の安全基準等)</p> <p><u>第4条 小規模特定事業に使用される土砂等には改良土(土砂(泥土を含む。))又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理したものをいう。)を使用してはならない。</u></p> <p>2 <u>小規模特定事業に使用される土砂等は、発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接に搬入されるものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(市小規模特定事業に係る崩落等の防止措置等)</p> <p>第5条 <u>市小規模特定事業を行う者は、当該市小規模特定事業に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>市小規模特定事業</u>に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該市小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第3条の3 土地の所有者は、小規模特定事業による土壌の汚染及び_____災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供してはならない。</p> <p>(土砂等の安全基準等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(崩落等の防止措置等_____)</p> <p>第5条 <u>小規模特定事業</u>を行う者は、当該<u>小規模特定事業</u>に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>小規模特定事業</u>に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該<u>小規模特定事業</u>を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>3 略</p>



さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (4/20)

改 正 案	現 行
_____	(2) <u>小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設 (以下「小規模特定事業場」という。) の位置及び面積</u>
_____	(3) <u>小規模特定事業の施工を管理する者 (以下「現場管理責任者」という。) の氏名</u>
_____	(4) <u>小規模特定事業に使用される土砂等の量</u>
_____	(5) <u>小規模特定事業の期間</u>
_____	(6) <u>小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造</u>
_____	(7) <u>小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画</u>
_____	(8) <u>小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置</u>
_____	(9) <u>小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止するために必要な措置</u>
_____	(10) <u>その他市長が必要と認める事項</u>
_____	2 <u>前項の規定にかかわらず、第6条の許可を受けようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業 (以下「小規模一時堆積事業」という。) である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
_____	(1) <u>前項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項</u>
_____	(2) <u>年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量</u>
_____	(3) <u>小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造</u>
_____	(4) <u>その他市長が必要と認める事項</u>
_____	<u>(申請の制限)</u>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (5/20)

改 正 案	現 行
	<p>第7条の2 第6条の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 県条例、栃木県生活環境の保全等に関する条例 (平成16年栃木県条例第40号) 又はこの条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係るさくら市行政手続条例 (平成17年さくら市条例第11号) 第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。) であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 第19条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>エ 第20条の規定による必要な措置を完了していない者</p> <p>オ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (6/20)

改 正 案	現 行
	<p>カ <u>営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) がアからオまでのいずれかに該当するもの</u></p> <p>キ <u>法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</u></p> <p>ク <u>個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</u></p> <p>ケ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>第6条の2第2項に規定する同意を得ていること。</u></p> <p>(3) <u>小規模特定事業が3年以内に完了するものであること。</u></p> <p>(4) <u>小規模特定事業が完了した場合において、当該小規模特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、小規模特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</u></p> <p>(5) <u>小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。</u></p> <p>(6) <u>小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</u></p> <p>(7) <u>小規模特定事業に用いる土砂等が改良土 (土砂 (泥土を含む。) 又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理したものをいう。) でないこと。</u></p> <p>(8) <u>小規模特定事業に用いる土砂等の発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接に搬入さ</u></p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（平成17年さくら市条例第130号） (7/20)

改 正 案	現 行
	れるものであること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
	2 市長は、第6条の許可の申請が第7条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。 (1) 前項第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号の規定に適合するものであること。 (2) 小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外の地域への小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
	3 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第4号及び第6号並びに前項第2号の規定は、適用しない。
	(許可の条件)
	第9条 市長は、市民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第6条の許可に条件を付することができる。
(変更の届出)	(変更の許可等)
第8条 第6条の届出をした者（以下「第6条届出者」という。）は、当該届出に係る小規模特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	第10条 第6条の許可を受けた者は、第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 この場合においては、第6条の2第2項の規定を準用する。
	2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (8/20)

改 正 案	現 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 第6条届出者 _____ は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及び理由</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第6条の許可に係る小規模特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る小規模特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の小規模特定事業の期間が満了する日とすることができない。</p> <p>4 第6条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>
<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第9条 第6条届出者 _____ は、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているか _____ を確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているか _____ を確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第10条 第6条届出者は、当該届出 _____ に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、 _____ 土砂等管理台帳</p>	<p>(土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第12条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年さくら市条例第130号） (9/20)

改 正 案	現 行
<p>を作成しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 第6条届出者_____は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(定期検査の報告等)</p> <p>第11条 第6条届出者_____は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。</p> <p>_____</p>	<p>を作成しなければならない。</p> <p>(1) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段</p> <p>(2) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(3) 当該許可（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 第6条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(水質検査_____等)</p> <p>第13条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによつて、当該水質検査に代えることができる。</p> <p>2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めたとき、又は土砂等の搬入が行われていないこと等に</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (10/20)

改 正 案	現 案 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>より当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。</p> <p>3 第6条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則に定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。</p>
<p>2 第6条届出者 _____ は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。</p>	<p>4 第6条の許可を受けた者は、当該許可 _____ に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。</p>
<p>(周辺住民等への周知)</p> <p>第11条の2 第6条届出者 _____ は、当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設 (以下「小規模特定事業場」という。) の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る小規模特定事業の計画を周知しなければならない。</p>	<p>(周辺住民等への周知)</p> <p>第13条の2 第6条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該小規模特定事業場 _____ の周辺住民その他の利害関係を有する者に _____ 周知しなければならない。</p>
<p>(関係書類の縦覧)</p> <p>第12条 第6条届出者 _____ は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第10条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>(関係書類の縦覧)</p> <p>第14条 第6条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第12条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。</p>
<p>(標識の掲示等)</p> <p>第13条 第6条届出者 _____ は、当該届出に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 第6条届出者 _____ は、当該届出に係る小規模特定事業区域と当該小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わな</p>	<p>(標識の掲示等)</p> <p>第15条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域と _____ 小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わな</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (11/20)

改 正 案	現 行
<p>ればならない。</p> <p>(土砂等の搬入車両への表示)</p> <p>第13条の2 第6条届出者_____は、車両を使用し、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>(小規模特定事業の完了)</p> <p>第14条 第6条届出者_____は、当該届出に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(市小規模特定事業の完了等)</p> <p>第15条 市長は、前条の届出が市小規模特定事業に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該届出に係る小規模特定事業区域が第6条の届出の内容に適合しているかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p>	<p>ればならない。</p> <p>(土砂等の搬入車両への表示)</p> <p>第15条の2 第6条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>(小規模特定事業の完了等)</p> <p>第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模特定事業区域が第6条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <hr/> <p>3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>



さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (13/20)

改 正 案	現 案 行
<p>第17条 市長は、前条第2項による届出が市小規模特定事業に該当するときは、前条の規定にかかわらず、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止するために必要な措置が講じられているかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、前条第2項の規定による届出に係る市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(譲受け)</p> <p>第17条の2 第6条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2第2項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 第8条第1項 (第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第9条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第1項の許可を受けて小規模特定事業を譲り受けた者は、当該小規模特定事業に係る第6条の許可を受けた者の地位を継承する。</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (14/20)

改 正 案	現 行
<p>(名義貸しの禁止)</p> <p>第18条 <u>第6条届出者</u> _____ が、自己の名義をもって第三者に小規模特定事業を施工させてはならない。</p> <p>_____</p>	<p>(名義貸しの禁止)</p> <p>第17条の3 <u>第6条の許可を受けた者が</u>、自己の名義をもって第三者に小規模特定事業を施工させてはならない。</p> <p>_____</p> <p><u>(相続)</u></p> <p>第18条 <u>第6条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人 (相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により継承すべき相続人を選定したときは、その者) は、当該許可を受けた者の地位を継承する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により第6条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>_____</p> <p><u>(許可の取消し等)</u></p> <p>第19条 <u>市長は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>不正の手段により第6条、第10条第1項又は第17条の2第1項の許可を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>第6条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。</u></p> <p>(3) <u>第8条第1項又は第2項に規定する基準に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(4) <u>第9条 (第10条第5項及び第17条の2第3項において準用する場合を含む。) の規定により許可に付した条件に違反したとき。</u></p> <p>(5) <u>第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</u></p> <p>(6) <u>第11条から第15条の2までの規定に違反したとき。</u></p> <p>(7) <u>前条第1項の規定により第6条の許可を受けた者</u></p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (15/20)

改 正 案	現 行
	<p><u>の地位を継承した者が当該地位を継承した際、第8条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>(8) 次条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p><u>(9) 第17条の3の規定に違反したとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により第6条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)</u>は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(小規模特定事業者への措置命令)</p>	<p>(措置命令 _____)</p>
<p>第19条 略</p>	<p>第20条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
	<p>3 <u>市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p>
	<p>4 <u>市長は、第6条又は第10条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p>
	<p>5 <u>市長は、第16条第3項、第17条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (16/20)

改 正 案	現 案 行
<p><u>(市小規模特定事業者への措置命令)</u></p> <p><u>第19条の2 市長は、市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該市小規模特定事業を行う者に対し、当該市小規模特定事業を一時停止し、又は当該市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、第6条の規定に違反して市小規模特定事業を行つた者に対し、期限を定めて、当該市小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、第8条第1項の規定に違反して市小規模特定事業を行つた者に対し、期限を定めて、当該市小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、第15条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>5 <u>市長は、第17条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(公表)</p> <p><u>第19条の3 市長は、第19条又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場</u></p>	<p>(公表)</p> <p><u>第20条の2 市長は、_____前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場</u></p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (17/20)

改 正 案	現 案 行
<p>合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(関係書類の保存)</p> <p>第20条 第6条届出者 _____ は、当該届出に係る小規模特定事業について第14条第1項の規定による完了の届出又は第16条第2項 _____ の規定による廃止の届出をした日 _____ から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p> <p>(現場管理責任者の義務等)</p> <p>第20条の2 第6条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者 (以下「現場管理責任者」という。) _____ は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染 _____ の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>2 現場管理責任者のうち市小規模特定事業の施工を管理する者は、災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>3 第6条の届出に係る小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(関係書類の保存)</p> <p>第21条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業について第16条第1項の規定による完了の届出若しくは第17条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第19条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p> <p>(現場管理責任者の義務等)</p> <p>第21条の2 現場管理責任者は、 _____ 小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>2 _____ 小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。</p> <p>(小規模特定事業に係る土地の所有者の義務)</p> <p>第21条の3 第6条の2第2項 (第10条第1項及び第17条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。</p>



さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年さくら市条例第130号） (19/20)

改 正 案	現 行
<p>第23条 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者 _____は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第19条第1項又は第20条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第6条、第10条第1項又は第17条の2第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者</p>
<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第6条又は第8条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第9条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第10条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(4) 第10条第2項_____の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(5) 第11条第1項又は第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者</p> <p>(6) 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(7) 第21条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第11条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第12条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する_____事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(3) 第12条第2項又は第13条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) 第13条第1項又は第2項_____の規定による検査を行わなかった_____者</p> <p>(5) 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(6) 第22条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>
<p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第2項、第14条第1項_____の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第10条第4項、第16条第1項、第17条第2項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年さくら市条例第130号) (20/20)

改 正 案	現 行
<p>(2) <u>第20条</u>の規定に違反した者</p> <p>(両罰規定)</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) <u>第21条</u>の規定に違反した者</p> <p>(両罰規定)</p> <p><u>第28条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における第6条の許可の申請手続き等については、第8条第1項第4号及び第2項第3号の規定は、適用しない。</u></p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号)

(第1条関係)(1/4)

改 正 案	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第2条 家庭的保育事業者等(家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。)(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第3条の3第2項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第2項及び第5項、第12条並びに第13条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。))は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。))に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)) (以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。))を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第2条 家庭的保育事業者等(家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。)(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第3条の3第2項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第2項及び第5項、第12条並びに第13条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。))は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。))に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。))、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)) (以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う                  _____ こと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号)

(第1条関係)(2/4)

改 正 案	現 行
<p>の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第38条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第23条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p>	<p>の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第38条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号)

(第1条関係)(3/4)

改 正 案	現 行
<p>ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の推進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等</u> が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第2条第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保</p>	<p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第23条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第2条第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号)

(第1条関係)(4/4)

改 正 案	現 行
<p>をしないことができる。                      5～10 略</p>	<p>をしないことができる。                      5～10 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例(平成26年さくら市条例第23号) (第2条関係) (1/4)

改 正 案	現 行
<p>第36条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号)第23条に規定する小規模保育事業A型をいう。第41条第3項_____において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第23条に規定する小規模保育事業B型をいう。第41条第3項_____において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第23条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>第36条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号)第23条に規定する小規模保育事業A型をいう。第41条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第23条に規定する小規模保育事業B型をいう。第41条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第23条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>	<p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う_____こと。</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定</p>	<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成26年さくら市条例第23号) (第2条関係) (2/4)

改 正 案	現 行
<p>子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、<u>特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>—</p>	<p>子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成26年さくら市条例第23号) (第2条関係) (3/4)

改 正 案	現 行
<p>ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>—</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者</u> が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>—</p> <p>(2) 略</p>	<p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>—</p> <p>3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 (次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p>(2) 略</p>
<p>6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項 (同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育が提供</p>	<p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項 (同法第73条第1項) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育が提供</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成26年さくら市条例第23号) (第2条関係) (4/4)

改 正 案	現 行
<p>されるようにするために必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第41条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>されるようにするために必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第41条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例(平成24年さくら市条例第27号)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(8) 建設業法施行令 <u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(8) 建設業法施行令 <u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

改 正 案					現 行				
(使用料) 第29条 略 2 使用料の額は、次の表に掲げる汚水量（使用者が排除した毎月の汚水の量をいう。以下この項において同じ。）に応じた基本料金の額に、当該汚水量の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる超過料金の額を乗じて得た額を加算した額（臨時用にあつては、汚水量に同表に掲げる料金の額を乗じて得た額）とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。					(使用料) 第29条 略 2 使用料の額は、次の表に掲げる汚水量（使用者が排除した毎月の汚水の量をいう。以下この項において同じ。）に応じた基本料金の額に、当該汚水量の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる超過料金の額を乗じて得た額を加算した額（臨時用にあつては、汚水量に同表に掲げる料金の額を乗じて得た額）とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。				
種別	基本料金 (1月当たり)		超過料金		種別	基本料金 (1月当たり)		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	金額 (1m <sup>3</sup> 当たり)		汚水量	金額	汚水量	金額 (1m <sup>3</sup> 当たり)
一般用	10 m <sup>3</sup> 以下	<u>1, 512. 5円</u>	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> 以下	<u>141. 9円</u>	一般用	10 m <sup>3</sup> 以下	<u>1, 210円</u>	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> 以下	<u>132円</u>
			20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> 以下	<u>154円</u>				20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> 以下	<u>143円</u>
			30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> 以下	<u>165円</u>				30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> 以下	<u>154円</u>
			50m <sup>3</sup> 超 100 m <sup>3</sup> 以下	<u>177. 1円</u>				50m <sup>3</sup> 超 100 m <sup>3</sup> 以下	<u>165円</u>
			100 m <sup>3</sup> 超	<u>189. 2円</u>				100 m <sup>3</sup> 超	<u>176円</u>
臨時用	1m <sup>3</sup> 当たり		<u>189. 2円</u>		臨時用	1m <sup>3</sup> 当たり		<u>176円</u>	